

地域防災拠点の要件 (この要件は、旧若葉台西中学校の跡地利用検討のみに適用する。)	
開設・運営	<p>横浜市内で1か所でも、震度5強以上の地震を観測した場合に地域防災拠点を開設し、地震によって自宅で暮らすことができなくなった人等が当面の生活を送る場所となります。</p> <p>開設及び運営は、地域住民で組織する「地域防災拠点運営委員会」が中心となって行います。</p> <p>深夜の発災等に備え、あらかじめ、避難スペースとなる場所等へ通じる鍵を行政・地域でも保持します。</p>
面積・スペース	<p>発災時には、次のスペースを地域防災拠点として使用します。(平時は事業者によって利用している部屋等を、発災時に提供いただくものです。)</p> <p>1 発災時に、屋内避難スペース等として約2,000㎡を使用します(廊下、階段等の共用部分は除く)。</p> <p>※1 約2,000㎡の部屋数の考え方としては、横浜市防災計画上、主たる避難スペースの他に、女性、乳幼児、高齢者、障害者等に配慮するための部屋として、おおむね3室を利用することになります。</p> <p>※2 現状は、体育館(約570㎡)、格技場(約250㎡)、南棟2階・3階教室(合計:約1,180㎡)を避難スペース等として使用しています(合計:約2,000㎡)。</p> <p>2 発災時には、前記の他、炊き出し、仮設トイレ設置、ペット一時避難場所等のため、屋外スペースを使用します。具体的な使用範囲については、事業者決定後に横浜市、地域防災拠点運営委員と事業者にて協議の上決定することとします。</p> <p>3 1, 2のスペースについては、年間数回、防災訓練等のため、地域住民や本市職員等が立ち入ることがあります。</p>
設備	<p>1 防災備蓄庫(既存倉庫の残置や平時からのスペース提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時から、避難者向けの備蓄食料や飲料水、避難生活に必要な資機材や救助資機材を格納するための倉庫です。</li> <li>・ 防災備蓄庫の設置場所により以下のパターンが想定されます。</li> </ul> <p>(A) 既設備蓄庫の残置 現在の防災備蓄庫(約64㎡:南棟1階教室)を残していただく必要があります。</p> <p>(B) 新規スペースの貸与(既設備蓄庫の撤去等が必要な場合) 防災備蓄庫として必要なスペース(現在と同等の64㎡程度)を用意していただく必要があります。また、建物内の教室等のスペースの場合は防火管理者も併せてお願いすることがあります。(例:1教室=64㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間数回、備蓄食料や資機材等の更新のため、業者が立ち入ることがあります。</li> <li>・ 防災備蓄庫に格納する物品の増減により、備蓄スペースの調整をお願いする可能性があります。</li> </ul> <p>2 下水直結式仮設トイレ(通称:ハマッコトイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災拠点へ設置している、公共下水道管に直結した屋外仮設トイレです。</li> <li>・ 発災時には、既設マンホールの上に仮設トイレ(平時は防災備蓄庫等に格納)を設置して使用します。</li> <li>・ 排水は、プールに貯めた水をポンプで注水して行います。そのため、プールを存置しない場合、貯水槽等が必要になる可能性があります。</li> </ul>

設備	<p>3 デジタル移動無線機 ※既設設備の残置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災拠点へ設置している、非常用通信設備です。</li> <li>・ 南棟 1 階会議室に設置済みです。</li> <li>・ 設置場所は本市と事前に協議の上、変更することも可能です。</li> <li>・ 現状では、職員室の出入り口付近（廊下側）にモジュージャックを設置しており、防災備蓄庫に保管している電話機を接続することで、デジタル移動無線として使用可能になります。</li> <li>・ 平時の電気代（待機電力）は事業者にて負担していただきます。</li> </ul> <p>4 災害時特設公衆電話 ※既設設備の残置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者が使用するための仮設公衆電話機能です。モジュージャックを設置しており、発災時には防災備蓄庫に保管している電話機を接続して避難者が使用します。</li> <li>・ 体育館に設置済みです。</li> <li>・ 体育館を事業者がそのまま使用する場合は、設置済みのものをそのまま使用します。</li> <li>・ 体育館を撤去する場合等は、事業者決定後、横浜市と協議の上、電話線を接続するためのモジュージャックを新設します。</li> </ul> <p>5 緊急給水栓 ※既設設備の残置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災時に飲料水を確保するための設備で、地震に強い水道管に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設です。</li> <li>・ 仮設の蛇口などの装置は旧若葉台西中学校敷地内の防災備蓄庫に保管しています。</li> <li>・ この施設は発災後おおむね 4 日目以降、横浜市水道局職員等が断水状況を踏まえて順次蛇口を開設していきます。（緊急給水栓を使用した際に、水道料金は発生しません。）</li> <li>・ この施設は、地域住民の方が参加する防災訓練時や施設内で行う応急給水装置などの点検の際に使用します。</li> <li>・ 発災した際の使用期間は、周辺地域の断水が解消されるまで使用します。</li> </ul>
施設管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発災時は避難所としての使用を優先してください。</li> <li>2 地域防災拠点運営委員会への参画及び防災訓練への参加をしてください。</li> <li>3 地域防災拠点の開設に必要な鍵を運営委員会及び区役所に貸与してください。</li> <li>4 施設の安全管理を行ってください。</li> </ol>
その他	<p>風水害時にも一時的な避難場所として使用する可能性があります。</p>

※上表に記載のほか、詳細な事項については、事業者決定後、横浜市・地域防災拠点運営委員会・事業者の 3 者にて協議の上決定することとします。